

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

平成 26 年 8 月 26 日

広島県知事 湯崎 英彦

1 業務内容

- (1) 業務名
ひろしまレポート作成事業
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- (4) 事業予算額
5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

プロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

[形式的条件]

- 企業、NPO法人、公益・一般財団法人、公益・一般社団法人、財団法人、社団法人その他法人格を有する団体であること。
- 法人格を有しない団体であっても共同提案の主たる提案者が上記に該当する場合はこの限りでない。
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- 本件公募型プロポーザルの公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

[実質的条件]

- 軍縮・不拡散問題を専門とすることが可能な常勤又は非常勤の研究員を有し、軍縮・不拡散全般について、調査研究に必要な高度な知見を有すること。特に、核兵器不拡散条約（NPT）等の軍縮・不拡散条約や各国の軍縮・不拡散への取組状況に係る知見を有していることが望ましい。
- 海外の軍縮・不拡散関連の機関・団体・専門家や国内の軍縮・不拡散専門家との協力関係を有し、軍縮・不拡散問題に係る最新の国内外の議論をフォローしていること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所，交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム（広島県庁本館 3 階）

電話：(082) 513-2368（ダイヤルイン）

ファクシミリ：(082) 228-1614

電子メール：chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp

イ 交付期間

平成 26 年 8 月 26 日（火）から 9 月 5 日（金）（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間，随時交付する。

ウ 入手方法

- ① 上記アの場所で直接受け取る。
- ② 広島県ホームページからダウンロードする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は，公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し，公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果，公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り，公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 26 年 9 月 5 日（金） 午後 5 時 00 分

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし，郵送等による場合は，上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

平成 26 年 9 月 8 日（月）までに電子メールで通知する。

※提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は，参加資格を取り消す。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成 26 年 9 月 24 日（水） 正午

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀者の決定

(1) 審査方法

提案書及び必要に応じて実施するヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、ひろしまレポート作成事業業務受託者選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、主に次のような観点から点数評価を行う。

- 価格
- 事業目的に対する理解度，具体性・妥当性・優位性
- 責任者及び団体の実績等からみた業務遂行能力，研究等の活動実績

(3) 結果の通知

審査終了後直ちに、すべての提案書提出者に対し通知する。（9月下旬を予定。）

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム（広島県庁本館 3 階）

電話：(082) 513-2368（ダイヤルイン）

ファクシミリ：(082) 228-1614

電子メール：chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp